ドミニカ共和国政府による 新型コロナウイルス対策措置の実施期間延長ついて

令和2年6月13日

在ドミニカ共和国日本国大使館

6月13日、ドミニカ共和国政府は、大統領令にて現在の夜間外出禁止令の期間延長を発表しました。実施期間は、6月27日まで延長されます。また、外出禁止時間は曜日に関係なく、毎日午後8時から翌日午前5時までに変更となりました。

今後,外出禁止時間や実施期間が変更される可能性がありますので,お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

なお,今回の期間延長についての詳しい内容(スペイン語のみ)は次の リンクからご確認いただけます。

- <u>https://presidencia.gob.do/noticias/danilo-medina-ratifica-y-mantiene-medidas-distanciamiento-social-por-14-dias-toque-de</u>
- Ohttps://twitter.com/PresidenciaRD/status/1272149015166177285

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部 EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013 consul@sd.mofa.go.jp